



発行:東北支部北河内地区広報活動地区育成委員会

TEL:06-6965-9999

FAX: 06-6965-2468

touhoku-info@truck.or.jp

予算項目の追加 と 研修費増額を決定!! 第 55 回 支部総会

5/29 のファックス送付及び支部のホームページでもお知らせ致しましたが、東北支部の第 55 回通常総会は、去る 5/25 (木) 太閤園に於いて開催され、会員総数 481 社中 127 社が出席・委任状総数 275 通で議案の全ては承認されました。

2017. 5. 25 開催



於：太閤園 ゴールデンホール

第 2 号議案は平成 29 年度事業計画並びに収支予算 (案) についてでしたが、この中で 200 万円の会員助成支出を新たに設け、さらに前年度まで 20 万円だった研修費支出を 380 万円増額し 400 万円とすることも承認されました。個々の具体的な内容は、支部役員会にて、随時決定のうえ執行となりますが、当地区に於いて昨年実施した第 1 回運行管理者等実務者「勉強会」は、支部行事として開催され増額した研修費支出が充てられることになっております。

ところで、来年の 56 回は役員改選を伴う支部総会となります。

北河内地区会では来年の 3/10 (土) に第 28 回となる地区総会を伊勢志摩・賢島「賢島宝生苑」に於いて開催し、地区役員並びに支部役員候補の選出をする予定となっております。たくさんの皆様のご出席を宜しくお願い申し上げます。

青協のページ！！！！



6月3日太閤園にて東北支部青年協議会の第26回定時総会が行われ、多数の参加者がありました。幸多会長の力強い挨拶より始まりスムーズに議事進行し、無事終了いたしました。

現在、青協会員は44名になります。この中には配車や運転を行っている、いわば現場を持っている者も多く居ります。現場との両立は非常に難しく、特に青協幹事としての活動には無理をしている者も多数居るのが現状です。しかし、皆トラック業界の未来を担う世代と自負し全力で活動しています。平素よりご理解ご協力をいただいております。感謝に堪えませんが、今後ともさらなるご支援を宜しくお願い致します。

平成28年度 主な事業の報告

<例会（勉強会）の開催>

- 4月度例会「救命救急講習」H28年4月16日、於：大阪市旭消防署
- 6月度例会「事故撲滅に向けた取組み ～ドライバーだから出来ること～」H28年6月11日
於：大阪府トラック総合会館（講師：㈱アスア エコプロジェクト推進事業部長 後藤氏）
- 2月度例会「ストレスチェック、従業員の健康管理」於：大阪府トラック総合会館
H29年2月14日（講師：大阪府貨物運送健康保険組合 健康管理センター長 武田氏）

<交流商談会の開催>

- 7月度例会「仲間の仕事を知る交流商談会」H28年7月23日 於：京橋 中国料理 大北京

<スポーツイベントの開催>

- チャリティゴルフコンペ H28年11月3日（瀬田ゴルフコース）
- ボウリング大会 H29年3月4日（ラウンドワン 梅田店）

<親睦行事の開催>

- 8月度例会「納涼会」H28年8月6日 於：アールリバーサイドグリル & ビアガーデン
- 家族会 H28年11月13日 於：淡路島・鳴門うず潮とイングランドの丘
- 12月度例会「納会」H28年12月16日 於：ニューミュンヘン北大使館

※上記の事業を支えるのは14名の青協幹事。毎月1回幹事会を開催しています！

2017年 春の全国交通安全運動 4月

子どもと高齢者の交通事故

～ 事故にあわない、おこさない ～

2017年の「春の全国交通安全運動」は4/6～15の10日間に展開され、当北河内地区内に於いても交通安全を呼びかけるキャンペーンが繰り広げられました。

住道早朝キャンペーン



この運動に先駆け運動前日の5日には枚方市駅前恒例の交通安全啓発パレードが、期間の初日の6日には、住道駅前早朝キャンペーンと寝屋川市駅前街頭キャンペーンが行われました。また去年は天候不良

枚方パレード



で中止となった飯盛キャンペーンも今年は予定通り実施されました。

2017・4.5 16:00～ 枚方パレード

当地区役員9名と青協会員1名は東海大付属仰星高等学校吹奏楽部に先導され、ビオルネ枚方北館前から枚方市駅前ロータリーを沢山の市民が見守る中パレードをしました。市民会館前広場に到着すると参加団体が紹介され、式典が市長と警察署長の挨拶ではじまりました。先導してくれた吹奏楽部はフィナーレを飾ってくれました。アニメソングから演歌までバラエティ豊かな曲目が、迫力ある音で演奏され大変盛り上がりました。式典のメインは、警察の制服を着た幼稚園児たちが交通安全協会の会長を前に宣言文を朗読する「交通安全宣言」。とても可愛らしかったです。春と秋の両方に開催されるこのパレードは年齢を問わず楽しめる啓発行事です！



2017・4.7 14:00～ 飯盛キャンペーン

飯盛キャンペーンには役員12名が参加しました。このキャンペーンは四條畷署と生駒署の合同での開催で、恒例となる2署長のタスキ交換のあと飯盛霊園から移動。163号線を大阪より奈良方面に向かう車輦に、警察官の交通整理の下、春の交通安全のリーフレットや交通安全啓発グッズを配布しました。

今年の運動の基本は、「**子供と高齢者の交通事故防止**」

重点項目は、①歩行中・自転車乗車中の交通事故防止②後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底③飲酒運転の根絶です。交通事故に**あわない、おこさない!**という気持ちを忘れることなくハンドルを握りたいと思いました。



4・10 守口反射材キャンペーン

守口では例年の守口市民安全大会に加え、守口署独自の取り組みとして4/10（月）午後4：00～京阪本通1東交差点に於いて「反射材啓発キャンペーン」を当地区会と協賛で実施。活動内容は高齢者を中心に歩行者・自転車利用者に対して、反射材の効用を説明しながら、その着用を促し、安全意識の高揚を図ることでした。

当日は市役所職員1名、安全協会から1名、守口署2名の4名に加え、当地区からも役員3名が駆けつけ、交差点並びに旭通商店街を通行する市民の方々に反射材を直接配布致しました。この販促品は地区会寄贈のものです。その可愛いデザインからか、また腕輪のように巻きつく面白さからか大変好評で、受け取った方々のなかには是非もう一つ欲しいとおっしゃることもあったほどでした。



カメラのフラッシュで銀色に光るスヌーピーのキャッチバンド



2種類のキャッチバンド（反射材）



駆けつけた役員3名↑

役員会 と 正副委員長会議

当地区会では2ヶ月に1回、原則偶数月の第3火曜日に定例の「役員会」を開催し、地区運営について審議しております。また、役員会の前には田中副地区長を委員長、井上副地区長を副委員長、中島地区長をオブザーバーとして「正副委員長会」を開催しておりますが、この会議の役割は主に役員会で諮るべき議題の整理となります。構成メンバーは右5頁で紹介する総務委員会・交通安全



地区長



副地区長



副地区長

環境指導委員会・広報活動地区育成委員会という3つの委員会の委員長と副委員長で、地区長と副地区長を合わせ全員で9名です。正副の会議では総務・交通・広報の各委員会からの報告・提案の集約もしますが、昨年からの各委員会の活性化にともない審議内容は多様化しています。しかし、この輻輳・多様化が地区の発展に繋がる道と捉え、各委員会の活動を今後も支援していきます。

交通安全環境指導委員会

昨年開催の8/19・8/24の運行管理者等実務者「勉強会」に先がけ、両日の運営・役割分担審議のため8/2（火）11：30～ひらかた仙亭の会議室に於いて同委員会を開催し、当日に臨んだ。本地区会の交通安全運動など各種交通安全活動に係る広報活動、安全講習会等の実施を中心に一昨年まで活動してきたが、本会会員の運行管理者及び



委員長 副委員長



従業員（ドライバー）に対する交通公害、事故防止の啓蒙活動の実施という役割も当委員会は担っており、過日の「勉強会」は正に事故防止の為の啓蒙活動であった。本年もこの「勉強会」は8/25に予定されており、メンバー5名協力・連携する所存であり、同時に会員の皆様には沢山の当日の参加をお願い申し上げます。

総務委員会

毎月初めにFAX送付している「北河内かわら版」も52号になりました。会員の皆様がこの「かわら版」を通して、協会の活動等をより身近に感じて頂ければ幸いです。さて、当委員会は役員会及び正副委員長会の議事録作成等を主な役割としておりますが、昨年は勉強会やこれに続く「経営者研修交流会」を企画立案するため、通常よりも頻繁に委員会を持ちました。今年も1/20と5/18の2回、2ヶ月に1回の役員会



委員長 副委員長



とは別に総務委員会を開催し、継続事業となった運行管理者等実務者「勉強会」及び「経営者研修交流会」について審議し、また来年の3/10（土）開催予定の第28回となる地区総会についても既に検討をはじめております。

広報活動地区育成委員会

「本地区会の事業につき一般会員への情報提供と広報活動及び会員からの情報収集活動の実施」という当委員会の役割を担い、昨年この広報誌『れんこん』のNO.28とNO.29をそれぞれ5/20、11/18の年2回発刊致しました。この発刊数が会員様への情報提供を充分果たしているかも疑義のある処ですが、役割の後段「情報収集活動」については、ほとんど実行されていないという反省があります。発刊の回数や時期、そして内容をメンバー5名で再吟味し、また反省点である情報収集活動を検討し、



委員長 副委員長



今後も会員と地区役員会・支部とのパイプ役を果たしていきたいと思えます。



封入作業に追われる委員たち

大型車の反則金 7,000!

【注意】歩行者への水はねは道交法違反です!

雨の日。歩いていて、クルマのタイヤが跳ねあげた水しぶきで、靴やズボンが濡れた! という経験は誰しもあります。不可抗力! 水をひっかけたドライバーだってわざとしたわけではないけど、これは立派な道交法違反の行為となり、普通自動車や二輪車だって反則金が課せられます。

道路交通法第71条

ぬかるみ又は水たまりを通行するときは、泥よけ器を付け、又は徐行する等して、泥土、汚水等を飛散させて他人に迷惑を及ぼすことがないようにすること。違反者は、大型車 7,000 円、普通自動車 6,000 円、二輪車 6,000 円の反則金が課せられる。

入梅してから今年は本当に梅雨かしらと疑う好天続きでしたが、これから本番(!) 近畿地方の梅雨明けは 7/21 頃とか。歩行者にもドライバーにも雨の日は憂鬱です…… 道路に明らかな欠陥があった場合は、道路を管理する行政に対して責任を問うこともできますが、通常は歩行者のそばを通るときや、道路に深い水たまりなどがあるときは、しっかり徐行し、歩道側に広めのスペースをとり、水を跳ね上げないように配慮するのはドライバーの責務です! まずはプロドライバーが、率先して、ちょっとした気配りやマナーを忘れない、余裕の運転を実践していきましょう。

<WEB CARTOP 藤田竜太(改) 業界ニュース 2017.4.27 より>

◎「荷待ち時間等の記録」の義務付け（平成 29 年 7 月 1 日施行）について

トラックドライバーの業務の実態を把握し、長時間労働等の改善を図るため、荷主の都合により待機した場合、待機場所、到着・出発や荷積み・荷卸しの時間等を乗務記録の記載対象として追加する「**貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令**」が 5/31 に公布されました! 概要は、**下記(1)(2)**のとおりです……

(1) 乗務等の記録（第 8 条関係）

トラックドライバーが車両総重量 8 トン以上又は最大積載量 5 トン以上のトラックに乗務した場合、ドライバー毎に、集貨又は配達を行った地点（以下「集貨地点等」という。）、集貨地点等に到着した日時、そして集貨地点等における荷積み又は荷卸しの開始及び終了の日時等について記録し、1 年間保存しなければならない。

(2) 適正な取引の確保（第 9 条の 4 関係）

荷主の都合による集荷地点等における待機についても、トラックドライバーの過労運転につながるおそれがあることから、輸送の安全を阻害する行為の一例として加える。

◆北河内地区会員状況 全 289 社

— 平成 29 年 6 月 30 日 現在 —

守口・門真ブロック	104 社
寝屋川・枚方・交野ブロック	110 社
大東・四條畷ブロック	75 社

◆今後の予定

運行管理者等実務者「勉強会」

8/25 (金) 17:30~ 於: 太閤園
講師 ~ 高柳 勝二氏
(プロデキューブ代表)